

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者支援制度のご紹介【令和2年3月25日現在】

	制度	目的	内 容	窓 口
経 済 産 業 省	セーフティネット保証4号・5号の指定	資金繰り支援	セーフティネット保証4号および5号について、新型コロナウイルスの影響を該当要件に加え、条件の緩和も実施。 ※セーフティネット保証とは…経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。	問い合わせ先： 最寄りの信用保証協会 申請窓口：各市町村
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	資金繰り支援	日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。特別利子補給制度により、借入後当初3年間については利子補給される。 【融資限度額】中小企業：3億円 国民事業：6,000万円 【貸付期間】設備：20年以内 運転：15年以内 【金 利】当初3年間は基準金利▲0.9% ※利子補給制度により当初3年間は利子補給あり	申込先： 日本政策金融公庫
	生産性革命推進事業での優先的支援	設備投資・販路開拓支援	生産性革命推進事業において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。 ①ものづくり・商業・サービス補助金、②小規模事業者持続化補助金、③IT導入補助金の採択審査において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じる。	問い合わせ先： 中小企業基盤整備機構
厚生労働省	雇用調整助成金	経営環境の整備	雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成する制度です。 このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象範囲の拡大などの特例措置が適用されます。 【特例の対象となる事業者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	問い合わせ先： 最寄りの都道府県労働局
大分県	新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の創設	資金繰り支援	新型コロナウイルスの感染が県内で確認されたことに伴い、売上高の減少等の影響を受けることが懸念される中小企業者に対する金融支援として、資金を創設。 【融資限度額】1億6,000万円 【融 資 利 率】1.3% 【保 証 料 率】セーフティネット保証の認定を受けた場合0% ※それ以外は0.35%	申込先： 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、商工中金大分支店、商工会議所、商工会など

※上記以外にも、さまざまな事業者支援制度があります。

詳しい内容については、下記の関連ページや津久見市ホームページをご確認いただくか、津久見市 商工観光・定住推進課、津久見商工会議所または大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課にお問い合わせください。

- ・ 経済産業省ホームページリンク(新型コロナウイルス感染症関連) <https://www.meti.go.jp/covid-19/>
- ・ 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(支援施策パンフレット) (経済産業省HP内)
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
- ・ 厚生労働省ホームページリンク(新型コロナ感染症について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ おおいた中小企業支援ポータル <https://oita-chusho.jp/pc/corona/>

「おおいた中小企業支援ポータル」は右記QRコードからアクセスできます→



◆問い合わせ先 / 津久見市役所 商工観光・定住推進課 商工観光班 ☎0972-82-9542
津久見商工会議所 ☎0972-82-5111
大分県商工観光労働部 商工観光労働企画課 ☎097-506-3215

事業主・労働者のみなさまへ

大分労働局では、新型コロナウイルス感染症に関する事業主や労働者からのさまざまな労働相談(解雇、休業、雇用調整助成金等)に対応するため、「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先 / 大分労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー ☎097-532-4025